

武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業

最新情報便 Vol.3

平成30年11月1日発行

介護予防ケアマネジメントの取扱件数の換算方法について

総合事業における介護予防ケアマネジメントについて、介護予防支援と同様に、居宅介護支援事業所への委託が可能とあるが、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」にある逓減制度との関係についてお知らせします。

【基本的な考え方】

☑ 居宅介護支援事業所への介護予防支援の委託について

介護報酬について、介護支援専門員1人の取扱件数が、40件を超える場合には超過分が5割に、60件を超える場合には超過分が3割に逓減し算定することとされている。

なお、居宅介護支援事業所が介護予防支援の委託を受ける場合、介護予防支援受託者数を2分の1とした件数を取扱件数に含めることとされている。

☑ 介護予防ケアマネジメントについて

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン（案）Q&A（平成27年3月31日版）」では次のような回答が示されている。

（問） 介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業所に委託する場合、介護予防支援と同様の扱いとされ、プラン作成上限の制約を受けるのか。

（答） 総合事業における介護予防ケアマネジメントについて、報酬の逓減制度を設けていない。居宅介護支援事業所への委託に際しては、介護予防ケアマネジメントの適正な実施が確保されるよう、市町村において適切に判断されたい。

以上のことから、介護予防ケアマネジメントの運用方法について、各市町村で定めることとなっている。

したがって、本市においては、居宅介護支援事業所が介護予防ケアマネジメントの受託をする場合の取扱件数について、介護報酬の逓減制度の対象としない。